

令和2年度 町民税・県民税 申告の手引き

社会保険料控除 前年中に本人又は生計を一にする配偶者又は扶養親族が負担することとなっている社会保険料を支払った場合、控除を受けられます。

生命保険料控除 前年中に生命保険契約等(A)、介護医療保険契約等(B)、個人年金契約等(C)の保険料又は掛金を支払った場合、控除を受けられます。

Table with columns for old contract (旧契約) and new contract (新契約) showing deduction amounts for life insurance.

旧契約と新契約の双方に加入している場合、以下の(1)～(3)の順で控除額を計算してください。

地震保険料控除 前年中に本人又は配偶者その他の親族が所有する家屋、家財を保険の目的とする損害保険契約等に係る地震保険料又は長期損害保険料を支払った場合、控除を受けられます。

Table showing earthquake insurance deduction rules and calculation examples (A and B).

寡婦(夫)控除 本人が寡婦又は寡夫の場合、控除を受けられます。

Table detailing widow/widower tax relief rules and applicable income levels.

勤労学生控除 本人が学生又は生徒であって、自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下で、合計所得金額が65万円以下の場合、控除を受けられます。

障害者控除 本人又は配偶者、扶養親族が障害者の場合、控除を受けられます。

Table detailing disability tax relief rules for various categories of disabled persons.

配偶者控除 生計を一にする配偶者で、ほかの人に扶養されておらず、事業専従者でない人で、合計所得金額が一定金額以下の場合、控除を受けられます。

Table showing spousal tax relief rules and a detailed table of income-based deduction amounts.

※本人の合計所得金額が1000万円超でかつ配偶者の所得が38万円以下の場合、

Main tax return form header with fields for residence (知多郡美浜町大字河和字北田面106番地), taxpayer name (美浜 太郎), and personal details.

Main tax return form body with sections for social insurance, life insurance, earthquake insurance, disability, and income details.

判定の時期 (Judgment Period) and 未成年 (Minor) checkboxes and instructions.

16歳未満扶養親族 (16 years or younger dependent) rules and calculation instructions.

扶養控除 (Support Deduction) rules and calculation instructions.

Table detailing support deduction rules and a table of income-based deduction amounts.

営業等 小売業、飲食業、サービス業等の営業から生ずる所得のほか、医師・外交員・大工等の自由職業や漁業などの事業から生ずる所得です。

農業 農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得です。

不動産 借家、貸事務所、貸室、アパート、貸地、借地権設定などから生ずる所得です。

利子 預貯金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の配当金などによる所得です。

配当 株式や出資金に対する利益の配当、投資信託(利子所得に該当するものを除く)の収益や剰余金の配当金などの所得です。

給与 給料、賞与、賃金、俸給、歳費などの所得です。

雑 公的年金や生命保険契約等に基づく年金、著述家以外の人が受ける原稿料や印刷、金融業者以外の受ける貸金の利子などの所得です。

総合譲渡 土地、建物等以外の資産(書画、ことう品、ゴルフ会員権など)の譲渡による所得です。

一時 賞金、懸賞当選金、生命保険・火災保険の満期戻戻金や一時金などの所得です。

総合譲渡・一時 申告書裏面10欄に記載された金額から計算された金額です。

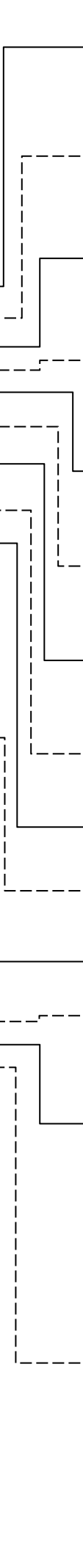
小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合、控除を受けられます。

雑損控除 本人又は前年中の合計所得金額が38万円以下の生計を一にする配偶者その他親族が、前年中に災害、盗難、横領などにより住宅、家財、現金などに損害を受けた場合、控除を受けられます。

医療費控除 前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費がある場合、控除を受けられます。

医療費控除の特例 (おカゲイケージョ)税制 本人が健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行っており、前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他親族のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入費がある場合、控除を受けられます。

その他 合計所得金額...⑨の金額と分離課税所得金額の合計額



令和2年度 町民税・県民税申告について

町民税・県民税申告書（以下、申告書）は、町民税・県民税及び国民健康保険税の課税資料となるものとともに、町民税・県民税の各種証明書（以下、証明書）の基礎資料となるものです。

令和2年1月1日現在、美浜町に住所があり、下記の提出要件に該当する人は申告書に前年中（平成31年1月～令和元年12月）（以下、前年中）の所得について記入・押印したうえで、提出してください。

申告書の提出が必要な人

- (1)前年中に事業、不動産、農業、雑所得(年金以外)、配当、譲渡などの所得があった人
(2)前年中の収入が給与のみの人で、前年中の年末調整が済んでいない人
(3)前年中の収入が給与のみの人で、勤務先から美浜町へ給与支払報告書が提出されていない人
(4)前年中に給与所得があったが、所得税が源泉徴収されていない人
(5)前年中の収入が年金のみで、社会保険料控除・医療費控除などを追加する人
(6)前年中に収入がなかった人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっていない人
(7)前年中の収入が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみの人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっていない人

申告書の提出が必要ない人

- (1)前年中の所得税の確定申告書を提出した人
(2)前年中の収入が給与のみの人で、勤務先で年末調整が済み、勤務先から美浜町へ給与支払報告書が提出されている人
(3)前年中に収入がなかった人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっている人(※)
(4)前年中の収入が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみの人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっている人(※)
※証明書が必要な人は申告が必要です。

申告に必要なもの

- (1)申告書
(2)前年中の所得のわかるもの(源泉徴収票、収支を記載した書類)
(3)前年中に支払った医療費等の明細書及び保険等で補てんされた金額がわかるもの
(4)前年中に支払った社会保険料の領収書、支払い証明書又は控除証明書
(5)前年中に支払った生命保険料、地震保険の支払証明書又は控除証明書
(6)配偶者及び扶養親族の前年中の所得のわかるもの(配偶者(特別)控除、扶養控除)
(7)障害者手帳などの認定日や障害の程度がわかるもの(障害者控除)
(8)学生証、在学証明書(勤労学生控除)
(9)朱肉を使用する印鑑
(10)本人確認書類…マイナンバーカード又は以下の書類(AとBの両方)
A:個人番号の通知カード又は個人番号の記載してある住民票の写し
B:運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳など
※郵送で申告書を出す場合は上記の書類の写しを添付してください。
※申告相談窓口で申告書を作成される場合は、提出が必要ないものでも内容の確認に必要ですので、必ず必要書類はすべてご持参ください。

税額の計算

- (1)均等割の税額
町民税…3,500円
県民税…2,000円
(2)所得割の税額
所得控除後の総所得金額(山林所得、退職所得、分離課税所得)×税率-各種税額控除
各種税額控除…調整控除、税額控除(住宅ローン控除等)、配当割額控除等
(3)所得割の税率
分離課税以外…10%(町民税6%、県民税4%)
分離課税については別途お問い合わせください。
(4)非課税基準
(a)均等割及び所得割が課税されない人
①前年の合計所得金額が、280,000円以下の人
②控除対象配偶者又は扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が下記の計算式により算出された金額以下の人
280,000円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+168,000円
③障害者、未成年、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が1,250,000円以下の人
(b)所得割が課税されない人
①前年の合計所得金額が、350,000円以下の人
②控除対象配偶者又は扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が下記の計算式により算出された金額以下の人
350,000円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+320,000円

申告書の提出について

提出期限…令和2年3月16日(月)
提出方法…役場の窓口に直接ご持参いただくか、郵送で提出してください。
ご不明な点があれば、申告相談窓口にお越しください。

申告相談窓口

期間…令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
時間…午前9時から11時、午後1時から4時まで
会場…美浜町役場1階町民ホール
※相談期間中は混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってご来場ください。

その他

この手引きは税法の改正により内容の一部が変更される場合があります。

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票がない人は記入してください。)

Table with columns: 月, 日給, 勤務日数, 月収. Includes a summary table for 賞与等 and 合計.

○所得の内訳(源泉徴収税額)
(8 配当所得に関する事項 (9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項)を除く)

Table with columns: 所得の種類, 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 源泉徴収税額. Includes rows for 給与 and 雑年金.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 専従者控除額, 青色申告特別控除額. Includes rows for 営業 and 不動産.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes row for 上場株式配当等.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費. Includes row for 報酬.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with columns: 総合譲渡, 短期, 長期, 一時, 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額. Includes a total row.

11 事業専従者に関する事項

Table with columns: 氏名, 性別, 住所, 生年月日, 所得金額. Includes row for 美浜 一郎.

13 事業税に関する事項

Table with columns: 非課税所得など, 番号, 所得金額. Includes row for 前年中の開廃業.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table with columns: 氏名, 性別, 住所, 所得金額. Includes row for 美浜 孝男.

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

Table with columns: 配当割額控除額, 7,500. Includes row for 株式等譲渡所得割額控除額.

15 寄附金に関する事項

Table with columns: 都道府県、市区町村分, 30,000. Includes row for 都道府県.

所得税に関する事項

Table with columns: 算出税額, 所得税額, 住宅借入金等特別控除, 申告納税額.

15 寄附金に関する事項
地方自治体もしくは住所地の共同募金会や日赤支部又は条例により指定された団体あてに寄付をした場合は、記入して下さい。

都道府県・市町村分…都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金額
住所地の共同募金会・日赤支部分…主たる事務所が本人の住所所在地の都道府県にある共同募金会に対する寄付金額又は、本人の住所所在地の都道府県に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納された日本赤十字社に対する寄付金額
条例指定分…特定非営利活動法人への寄付金のうち県又は町の条例で定める団体への寄付金額

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
配当割額又は株式等譲渡所得割額があり、納税通知書の送達までに申告をした場合は、税額控除を受けることができます。

配当割額控除額…源泉徴収されている配当所得のうち、特別徴収された住民税額
株式等譲渡所得割額控除額…源泉徴収されている株式等譲渡所得のうち、特別徴収された住民税額
※申告不要制度を利用した場合は、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除を適用することはできません。

11 事業専従者に関する事項

事業専従者がいる場合は控除を受けられます。
氏名、本人との続柄、生年月日、個人番号、従事月数、専従者給与(控除)額を記入してください。
専従者給与(控除)額…下の表の金額
事業専従者…生計を一にする配偶者又は15歳以上のその他の親族で、その年を通じて6か月を超える期間を専ら事業に従事している人

Table with columns: 専従者控除額(円), 続柄, 青色申告の承認がない場合, 青色申告の承認がある場合. Includes rows for 配偶者 and 配偶者以外.

6-1 給与所得の内訳
給与所得がある人で、源泉徴収票がない人はこちらに記入して下さい。

月ごとの日給、勤務日数、月収及び賞与等の金額、月収と賞与等の合計額、勤務先所在地、勤務先名、電話番号を記入してください。
力(表面)…月収と賞与等の合計額と6-2の所得の種類が給与である収入金額の合計を合算した金額
⑥(表面)…力(表面)の収入金額について6-2内の給与所得計算表から計算した所得金額

6-2 所得の内訳
給与所得、雑年金所得がある人で、源泉徴収票がある人はこちらに記入して下さい。

所得の種類…給与、雑年金
種目…給与(給与・賞与、報酬、専従者給与、俸給、賃金、歳費、給料、賞与)、雑年金(公的年金等、恩給)
所得の生ずる場所…給与、雑年金を支払った人・会社等の名称
収入金額…前年中に収入となることが確定した金額
源泉徴収税額…天引きされた所得税額
力(表面)…所得の種類が給与である収入金額の合計と6-1の月収と賞与等の合計額を合算した金額
キ(表面)…所得の種類が雑年金である収入金額の合計
⑥(表面)…力(表面)の収入金額について給与所得計算表から計算した所得金額
⑦(表面)…キ(表面)の収入金額について公的年金所得計算表から計算した所得金額と9の収入金額から必要経費を差し引いた金額を合算した金額

Tables for 給与所得計算表(円) and 公的年金所得計算表(65歳未満の場合)(円). Includes tables for 収入(A) and 所得.

7 事業・不動産所得に関する事項
事業(営業、農業)所得や不動産所得がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入して下さい。

所得の種類…営業、農業、不動産
収入金額…前年中に収入となることが確定した金額
必要経費…収入金額を得るために直接に要した費用の額及び販売費、一般管理費などの費用
専従者控除…11の合計額
青色申告特別控除…青色申告の場合は、下の表の金額
アイウ(表面)…所得の種類が営業(A)、農業(I)、不動産(U)である収入金額の合計
①②③(表面)…収入金額から必要経費及び控除額を差し引いた金額の合計(営業①、農業②、不動産③)

Table for 青色申告特別控除額(円). Includes row for 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項
配当所得がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入して下さい。

配当所得の種類…上場株式配当等、株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、収益の分配、投資信託
所得の生ずる場所…配当等を支払った人・会社等の名称
収入金額…前年中に収入となることが確定した金額
必要経費…元本の取得に要した負債の利子
オ(表面)…収入金額の合計
④(表面)…収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計
※国外株式等に係る外国所得税額がある場合は別途ご相談ください。
※住民税の配当割を課された上場株式の配当所得等については、申告をしないことを選択することができます。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
雑所得(公的年金等以外)がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入して下さい。

種目…報酬、謝礼、生命保険年金、郵便年金、原稿料、印税、講演料、貸付金利子、還付加算金、FX
所得の生ずる場所…雑所得(公的年金等以外)を支払った人・会社等の名称
収入金額…前年中に収入となることが確定した金額
必要経費…収入を得るために必要な経費(特別に支払った図書購入費、調査研究費、交通費等)
ク(表面)…収入金額の合計
⑦(表面)…収入金額から必要経費を差し引いた金額とキ(表面)の収入金額について6-2の公的年金所得計算表から計算した所得金額を合算した金額

10 総合譲渡・一時所得
分離課税としない譲渡所得(長期譲渡、短期譲渡)又は一時所得がある場合は、収入の所得金額に関する事項
や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入して下さい。

短期…土地建物等以外の資産の取得の日以後譲渡までの保有期間が5年以下であったものを譲渡した際の所得金額
長期…資産の取得の日以後譲渡までの保有期間が5年を超えるものを譲渡した際の所得金額
一時…営利目的の継続的行為からの所得でなく、労務等の報酬でなく、資産の譲渡所得でない一時的な所得金額
必要経費…収入を得るために必要な経費
譲渡所得の特別控除額…50万円(差引金額が上限)、短期、長期の順で所得金額から差し引く)
一時所得の特別控除額…50万円(差引金額が上限)
ケ(表面)…イの金額
コ(表面)…ロの金額
サ(表面)…ハの金額
⑧(表面)…二の金額

12 別居の扶養親族に関する事項
手引き表面の②扶養控除額と同居・別居の区分を別居と記入した人がいる場合は、記入して下さい。
対象の方の氏名、個人番号、住所を記入して下さい。